

鎌倉市立第一小学校
改築工事基本構想策定支援等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年（2025年）7月

鎌倉市教育委員会
教育文化財部学校施設課

1 公募型プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、「鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想策定支援等業務」の受注者を選定するに当たり、「鎌倉市学校整備計画（令和6年3月策定）」を踏まえ、鎌倉市立第一小学校の特性等を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を当該業務の最優秀提案者（優先交渉権者）として選定することを目的とします。

2 業務の概要

（1）業務名

鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想策定支援等業務委託

（2）委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

（3）業務の目的・内容

別紙「鎌倉市立第一小学校改築工事基本構想策定支援等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（4）履行期限

令和8年（2026年）3月31日

（5）事業費限度額

19,074,000 円

（6）支払条件

業務完了確認後の一括払いとします。

3 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部学校施設課（担当：萩原）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-23-3000（内線 2455）

メールアドレス sisetsu@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/g-shisetsu/daiitikihonkousou.html>

※電話によるお問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から12時、午後1時から5時まで受け付けています。

4 参加資格

本プロポーザルに参加し、最優秀提案者（優先交渉権者）となるためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- （1）神奈川県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- （2）鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- （3）地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- （4）監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- （5）鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当し

ないこと。

- (6) 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（以下「更生手続又は再生手続」という。）の開始決定を受けた後、再度（1）に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- (7) 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度（1）に規定する参加資格を有することとなった者を除く。
- (8) 過去5年以内に小学校の施設整備に関する基本構想の契約を元請として締結し、完了した実績を有すること。
- (9) 自社の1級建築士の資格を有する者を本業務に配置できること。

5 選考スケジュール（予定）

公募から優先交渉権者の選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

実施要領の公表	令和7年（2025年）7月15日
質問の受付	公表から令和7年（2025年）7月23日午後5時まで
質問への回答（本市ホームページに掲載）	令和7年（2025年）7月28日
参加申込書の提出	公表から令和7年（2025年）7月30日午後5時まで
参加資格の審査・通知	令和7年（2025年）8月1日まで
企画提案書等の提出（持参）	令和7年（2025年）8月8日午後5時まで
プレゼンテーション	令和7年（2025年）8月21日
優先交渉権者の選定・結果通知	令和7年（2025年）8月26日

6 参加申込み

本プロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下「様式1」という。）」、「業務経歴書（様式2）（以下「様式2」という。）」、「誓約書（様式4-2）」及び4（8）に規定する実績を確認できる契約書の写し及び仕様書等（以下「契約書の写し等」という。）を提出してください。提出がない場合、本プロポーザルへの参加は認められません。

（1）受付期間

公表から令和7年（2025年）7月30日（水）午後5時まで

（2）提出方法

「様式1」、「様式2」及び「様式4-2」に必要事項を記入し、契約書の写し等（PDF等）とともに電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの表題は「第一小基本構想プロポ参加申込み（事業者名）」としてください。なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

（3）参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和7年（2025年）8月1日（金）までに参加資格の

審査結果について、参加申込みをしていただいた全ての事業者へ電子メールで通知する予定です。

参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、企画提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式3）（以下「様式3」という。）」を提出してください。

（1）受付期間

公表から令和7年（2025年）7月23日（水）午後5時まで

（2）提出方法

「様式3」に必要事項を記入し、電子メールに添付して担当課へ提出してください。電子メールの表題は「第一小基本構想プロポに関する質問（事業者名）」としてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

（3）回答

質問及びその回答の内容は、令和7年（2025年）7月28日（月）までに本市ホームページ上にて公表します。

8 企画提案書等の提出

参加事業者は、次のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を持参により、担当課へ提出してください。

（1）提出期間

令和7年（2025年）7月15日（火）から同年8月8日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

（2）提出書類

提出書類は次の表のとおりです。提出書類は、①～⑥（①、④は押印等があるもの）については紙で1部提出してください。加えて、②～⑥については電子データで提出してください。

	提出書類	注意事項	提出部数	
			1部	電子
①	公募型プロポーザル届出書	指定様式による（様式4-1）	●	
②	実施体制調書	実施体制調書（様式4-3）（両面）	●	○
③	業務工程表	業務工程表（様式4-4）	●	○
④	見積書	見積書（様式4-5）	●	○
⑤	業務提案概要書	業務提案概要書（任意様式）（各テーマにつき、A4両面2枚又はA3両面1枚まで）	●	○

		※文字サイズは10ポイント程度以上（注記などを除く。）としてください。 ※以下のテーマについて簡潔に作成してください。 【テーマ1】整備する建物の基本理念や導入機能の方針について （仕様書4（3）の実施に当たり、第一小学校の改築に向けた基本理念や導入機能に関する提案（複数提案可）を行うこと。） 【テーマ2】教職員、児童、保護者及び近隣住民意見聴取等の実施方針について （仕様書4（5）の実施に当たり、聴取の対象・規模、市民の巻き込み方、対話の手法などの提案（複数提案可）を行うこと。） 【テーマ3】財政負担の縮減やサービスの向上を目指した事業手法の実施方針について （仕様書4（4）の実施に当たり、事業手法の組合せなどの斬新な考え方や多角的な視点による提案（複数提案可）を行うこと。）		
⑥	その他	・管理責任者等が有する資格を証明する書類の写し ・会社概要等のパンフレット	●	○
（提出書類作成に関する注意事項） ・日本工業規格によるA4判の規格、左綴じで作成してください。なお、⑥について、参加事業者にてすでに作成済みの会社概要等のパンフレットのサイズは問いません。電子データはPDFで作成するものとし、その提出方法については、参加事業者へ参加資格の審査結果について電子メールで通知を行う際にお知らせいたします。 ・●印の①及び④は、代表者印を押印し、②～⑤は事業者の所在地、名称、代表者役職氏名を余白に記載してください。 ・○印の資料については、参加事業者名が特定可能な表現はしないでください。例えば、⑤において参加事業者を特定可能な事例や固有名詞等は、「某自治体の事例」など表現を改めるとともに、特定可能な写真の使用等も控えてください。ただし、会社概要等のパンフレットについては、この限りではありません。 ・提出前に、部数や作成する資料の組合せ、押印、両面印刷の裏面の落丁がないかなどを確認してください。				

9 選考方法

（1）選考手順

発注者が設置する審査会において、参加事業者ごとに、別紙「審査基準」に基づいて評価及び選考を行います。選考に当たっては最低基準を設け、審査会の各委員の総合点を集計した上で、平均点を算出し、平均点が81点以上を最低基準とします。最低基準を満たした者のうち、得点が

最も高かった者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者（優先交渉権者）として決定し、次に得点の高かった者を、次点の事業者として決定します。最高得点者が複数の場合は、見積額がより廉価であった事業者を最優秀提案者（優先交渉権者）とし、更に見積額が同額であった場合は、審査会で審議の上で決定します。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行います。

審査の結果、最低基準の点数を上回る参加事業者がいなかった場合、本プロポーザルにおいては契約を行わないものとします。

（2）選考における審査基準

別紙「審査基準」のとおり

（3）プレゼンテーション実施日

令和7年（2025年）8月21日（木）を予定しています。

（変更になる場合、7日前までに参加事業者ご連絡するものとします。）

（4）プレゼンテーション会場等

日時、場所等の詳細については別途連絡します。

（5）プレゼンテーション出席者

3名以内とし、プレゼンテーション（質疑応答含む。）は、管理責任者又は本業務において主要な役割を担う担当者が行ってください。

（6）プレゼンテーション審査内容

20分程度のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行う予定です。なお、プレゼンテーション時は、モニター、プロジェクター、スクリーン、接続ケーブル（HDMI）は本市で用意しますので、パソコンやその他必要な機材は提案者が用意してください。プレゼンテーションの順序は、提出書類の提出順の逆順に行うこととします。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡します。なお、プレゼンテーションの場において、参加事業者名が特定可能となるような表現はしないでください。

（7）その他

審査会での選考は非公開とします。

10 契約の締結

本業務の最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者には、令和7年（2025年）8月26日（火）に連絡する予定です。最優秀提案者（優先交渉権者）に選定された参加事業者は、本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、最優秀提案者（優先交渉権者）が作成するものとします。

なお、最優秀提案者（優先交渉権者）が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の事業者を優先交渉権者とします。

11 結果の公表

選考結果については、令和7年（2025年）9月3日までにすべての参加事業者宛てに電子メールで通知するとともに、契約締結後に本市ホームページで公表する予定です。

12 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

（1）「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

- (2) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

13 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加事業者の負担とします。
- (3) 提出書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (4) 「様式4-3」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、本プロポーザル実施の公表日以前に、参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、本市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (5) 本市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式4-4）」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の承諾なく業務工程の変更はできないものとします。
- (6) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (7) 提出された書類は返却しません。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (9) 「参加申込み」の後に、辞退する場合は、「辞退届（様式5）」を提出するものとします。
- (10) 本市は、添付ファイルを含めて15MBまでの電子メールを受信可能（拡張子「lzh」は受信不可）です。受信できないサイズのメールの送付が必要な際は、担当課まで電子メールでご相談ください。
- (11) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。